にほんばし

東京税理士会日本橋支部会報

第151号
平成29年8月10日

東京税理士会日本橋支部
〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10
ホッコク人形町ビル
☎　3662-3979
メールアドレスt-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/
発行人　支部長　坂下眞一郎
編集人　広報部長　増田和弘
印刷　㈱税経

小網神社

税界放談

平成28年度の国の税収は前年度比8千億円減り55・4兆円であったとのことだ。当初見込んでいた税収より2・1兆円も少なかったという。

▼想定を大きく下回ったのが法人税ということだが、安定的に見込める税収である消費税を見てみると、税率10％への改正は延期されているが平成31年10月から引き上げられるのだろうか。

▼これと同時に実施されるのが軽減税率制度である。この制度が導入されて消費税が複数税率となれば、取引の現場は混乱することは想定され、事業者のみならず我々税理士の業界も事務負担が増えることも明らかである。

▼この軽減税率の導入に伴い税収が減少するわけで「社会保障と税の一体改革」の趣旨からすれば疑問の残るところである。導入の経緯も政権与党内でも財源確保のため、当初は生鮮食品となっていたが、いつの間にか対象品目がどんどんと増えていった。これは選挙のための議論？であり、将来を見据えた議論はなかったと思う。

▼是非、ここは税収の確保と事業者側の事務負担のさらなる負担とならないように、難しいところであろうが改正を望むところである。

まずは基礎的財政収支の健全化を願うところである。

（N・S）

東京税理士会　日本橋支部

平成28年度定期総会開催される

於　ロイヤルパークホテル
平成29年6月21日

日本橋支部定期総会が平成29年6月21日（水）午後3時30分からロイヤルパークホテル有明の間で開催された。

定期総会開催に先立ち、28年度中に他界された支部会員のご冥福を祈り黙とうを捧げた。

大澤昭人総務部長の司会により総会が開始され、支部規則第22条第1項により支部総会は招集通知発送日現在の税理士会員総数の2分の1以上の出席者が必要となるが、去る6月7日の招集通知発送日現在の税理士会員数は941名であり、その過半数は472名、総会開会時点での税理士会員の出席者数76名、委任状による出席者数452名で合計528名である。したがって定期総会は有効に成立する旨の説明があった。

議事に先立ち、若狭茂雄副支部長より、東京税理士会日本橋支部の平成28年度定期総会を開催する旨の挨拶があった。

次いで、浅見達雄支部長より、以下のとおり挨拶及び28年度の会務報告並びに会務運営への協力に対しお礼の言葉が述べられた。

支部長挨拶

各部担当者が業務を推進して下さり、支部の各事業を滞りなく運営することが出来た。この1年、特に目立った活動を上げれば、厚生部における野球部の大会三連覇を果たし、支部活動を大いに盛り上げ、東京会での日本橋支部の知名度向上に大きく貢献してくれた。

また研修部における研修事業では36時間の達成会員を増やすべく毎月のように研修活動を行って来た。そのため必要時間に到達者が支部会員の約1/3程度となったが、これは東京会全体の達成率平均の38％に及ばなかったため、今後も支部事業として力を入れて進めてまいりたいと思う。

今後も会員の皆様方のご協力をお願いして、開会

目　次

平成28年度定期総会　……2
支部長挨拶　坂下眞一郎……4
日本橋税務署長着任挨拶……5
日本橋税務署新旧幹部職員名簿……6
新役員の挨拶……7
日本橋支部平成29年度役員及び組織図　…　18
研究論文「家族観と民法、税法」　木下純一　…　19
随筆　浅見達雄……23
各部だより……24
特集　新旧役員懇親旅行～鴨川……28
支部会員異動のお知らせ……29

のご挨拶とさせていただく。

議長には、支部規則第23条に基づき議長に中沢勇会員が指名された後、支部規則第26条に基づき議事録署名人に小林幸夫会員、土田一夫会員が指名され議案の審議に入った。

第１号議案　平成28年度事業報告承認の件

議長から第1号議案及び第2号議案は相互に関連するため一括提案・一括審議したい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認され審議に入った。各部長及び各委員長から議案書に基づき、平成28年度の事業活動状況が報告された。

第２号議案　平成28年度決算報告承認の件及び監事監査報告

安田信彦経理部長より議案書の平成28年度決算報告書に基づき、「収支計算書」、「正味財産増減計算書」及び「貸借対照表」並びに「財産目録」、「注記事項」について詳細な報告がなされた。

次いで栗原真平監事より、5月17日に小峰浩一監事とともに実施した業務の執行及び会計監査について監査報告書に基づき説明があり、監査の結果、業務の執行は法令及び支部規則等に準拠し、且つ幹事会の決議に従い誠実に行われており、また会計は支部経理規程及び支部経理取扱要領に準拠して正確に処理されていることを認めたとの監査報告がなされた。

そして、第1号議案、第2号議案について議場に諮ったところ挙手（賛成）多数にて原案どおり承認可決された。

第３号議案　平成29年度事業計画承認の件

議長から、第3号議案及び第4号議案は相互に関連するため、一括提案・一括審議をしたい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認された。

平成29年度事業計画について、議長の指示により各部長及び各委員長から、1年間の事業計画について詳細な説明が行われた。

第４号議案　平成29年度予算承認の件

安田経理部長より議案書に基づき、『平成29年度収支予算書』の「一般会計」について詳細な説明が行われた。

その後、第3号議案、第4号議案について議場に諮ったところ、挙手（賛成）多数により原案どおり承認可決された。

第５号議案　顧問並びに相談役委嘱の件

大澤総務部長より、支部規則第20条の規定に基づき、これまでの支部運営に対する功績に対し、それぞれの役職に下記の会員を委嘱したい旨の説明が行われ、議場に諮ったところ、人事案件のため拍手（賛成）多数により原案どおり承認可決された。

支 部 顧 問　浅見達雄会員
支部相談役　木下純一会員、若狭茂雄会員

報告事項

大澤総務部長から、平成29年度会員表彰受賞者の披露があった。表彰規程第2条第1項第3号該当者（税理士業務に25年以上従事し、65歳以上の会員）16名のうち、総会に出席している7名の会員に対して、来賓として出席された東京税理士会専務理事より表彰状と記念品が贈呈された。引続き表彰規程第2条第1項第4号該当者（役員暦10年以上、満60歳以上の会員）1名及び日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者（税理士業務に30年以上従事し、65歳以上の会員）12名の表彰が行われた。

次いで、平成28年度秋及び29年度春の叙勲受章者（瑞宝中綬章、瑞宝小綬章）4名の披露と、長寿祝受贈者である①支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会満20年をこえる者（該当者4名）、②支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会満20年以下の者（該当者1名）、③支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会満10年以下の者（該当者なし）、④支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会満5年以下の者（該当者なし）の披露が行われた。

そして、昨年4月1日以降、本年3月31日までに日本橋支部に入会し、本日の総会に出席された会員4名の紹介があった。

その後、来賓の谷口正樹日本橋税務署長、関亙東京都中央都税事務所長、矢田美英中央区長（清水一実 中央区役所総務部税務課長代読）、平井貴昭東京税理士会専務理事から祝辞を頂いた。

定期総会の全議事を終了し、木下純一副支部長の挨拶により閉会した。

なお、各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照してください。

支部長就任のご挨拶

支部長　坂下眞一郎（さかした しんいちろう）

第14代支部長に就任しました坂下眞一郎です。宜しくお願いいたします。浅見前支部長からの強いお勧めを受けて立候補いたしましたので、浅見前支部長が任命責任を問われることなどないよう、微力ながら1期2年間頑張りたいと思っております。前支部長は税務署OBの方でも、試験に合格したての新会員でも、会費未納の方にも誠意もって接して来られました。任期中に、東京税理士会と日本橋支部が今後上手くやっていけるよう、いくつかの支部会則の変更を実現されました。「ダメなものは、総理大臣相手であってもダメ」と意見を言う気概をお持ちでした。総会前の講演会で、名古屋外国語大学の高瀬淳一教授からアメリカ大統領選について伺いました。クリントンはI＝自分を主張して負け、オバマは前選挙でweを強調した“yes we can”で大統領になったそうです。私は浅見前支部長ほどの力はないので、皆様（we）と一緒に支部を運営していきたいと思います。

現在支部会費をいただいている会員のうち、支部活動にご参加がない方々にも、ぜひとも出ていただきたいのは平成27年4月から義務化された36時間研修のための研修会です。引地研修部長はじめ研修部の方が、今までの研修会に加え、夜間のDVD研修会、東京会研修のライブ配信研修も今期からできるように環境を整えていきます。体制強化で、多くの方が年36時間の研修達成ができるようにしていきます。

私は父が税理士を開業していたので、大学卒業後は父の事務所を手伝い9年がかりで、昭和59年に税理士試験に合格し、翌年日本橋支部に入会しました。父は支部活動をしていませんでしたが、父の友人税理士の方から支部活動は大事と勧められたのがきっかけです。身体を動かすことが好きでしたので、のちに第10代支部長になられた河原先生からお誘いいただいて、野球部に入部しました。山科キャプテン時代の平成3年秋に30年ぶり2回目の優勝を経験でき良い思い出になっています。平成9年から2年間は野球部キャプテンもつとめました。増田支部長の頃です。活動の中で同じ思い出ができると、その後もいっしょにゴルフ旅行に出かけるなど、人生の楽しみも増えます。そうしたなかで気軽に、複雑化した税法などの相談ができる同業の仲間が増えることは、もっとも大切なメリットであろうと思います。日本橋支部の厚生活動は野球部、テニス部、囲碁将棋部、カラオケ部、ボーリング部、観劇会がありますので是非とも会員の皆様の参加をお願い致します。あと毎月第2金曜日18時から若い先生方の判断のつかない事例を、税務署OBの先生も参加され相談する雑談室を開催しています、是非とも支部活動の参加をお願いいたします。

日本橋支部は現在、副支部長は会則で4名です。不測の事態に備え、支部活動の活発化に対応するためにも、この2年間で副支部長を5～6名にしたいと考えています。また厚生部支出のはっきりした規定がないことも、検討を要すると考えております。厚生部支出PTを立ち上げて検討し、各部の平均した支出のガイドラインを作っていく所存です。

歴代支部長のご奮闘を目の当たりにしてまいりましたので、伝統を引き継げるか身が引き締まる思いでおります。運営にあたって会員の皆様から忌憚のないご意見をいただければ幸いです。皆様のご協力のもと、新体制の佐々木副支部長、井上副支部長、須佐副支部長、滝口副支部長と力を合わせ、支部運営をしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

着任のご挨拶

日本橋税務署長　中村恭介（なかむらきょうすけ）

東京税理士会日本橋支部の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、日本橋税務署長を拝命しました中村でございます。

坂下支部長をはじめ、日本橋支部の会員の皆様におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大なる御支援・御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

日本経済の中枢でありながら、古今の魅力が溢れる日本橋の地において、署長として税務行政に携わることとなり、大変身の引き締まる思いを致しております。谷口前署長同様の御厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、日本橋支部の会員の皆様におかれましては、税を考える週間や確定申告期における無料相談に、多数の会員の皆様の御参加をいただいているほか、確定申告電話相談センターへの相談員派遣、小中学生を対象とした租税教室への講師派遣、また社会保障・税番号制度に関する研修会の開催や、e－Taxの利用拡大、書面添付制度の普及など、多岐にわたって積極的な御支援、御協力をいただいております。紙面をお借りして、改めて感謝申し上げます。

本年度は、税務関係書類へのマイナンバーの記載が本格化した年であり、特に、所得税の確定申告における対応につきましては、国税庁としても非常に重要なものでありましたが、お陰をもちまして、確定申告相談会場においても、マイナンバーの記載にかかる混乱等もなく、無事に確定申告期間を終えることができたと聞いております。

これもひとえに、日本橋支部の会員の皆様のご支援の賜物と感謝いたしております。今後も、マイナンバー制度の定着に向けて、より一層、広報・周知に取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化やICT化の加速度的進展により、目まぐるしく変化してきております。そのような中で、私どもは、社会経済の変化に的確に対応しつつ、「適正・公平な課税及び徴収の実現」に努めていかなければなりません。そのためには、日本橋支部の会員の皆様の御支援をいただきながら、効果的かつ効率的な税務行政を推進していく必要があると考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、耐震・改修工事を行っております日本橋堀留町の税務署の庁舎でございますが、工事完了後の執務開始は、本年9月19日（火）からを予定しております。皆様方には、ご不便をお掛けしておりますが、引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、ご承知のとおり、消費税の軽減税率制度につきましては、昨年11月の税制改正によりまして、平成31年10月から実施することとされました。

軽減税率制度の下では、事業者の皆様には、取扱商品の適用税率の確認や、適用税率ごとの区分経理といった対応が必要となり、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などの準備が必要となる可能性がございます。

制度の円滑な実施に向けまして、関係府省庁が連携して取組を推進していくこととなっており、国税当局としましても、制度の広報・周知などに取り組んでまいる所存です。

東京税理士会日本橋支部の皆様におかれましても、事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、制度の広報・周知などにご協力をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

日本橋署新旧幹部職員名簿

平成29年7月10日現在

官職	新任者		前任者	
	氏名	前任部署	氏名	異動先部署
署長	中村　恭介	局徴収・訟務官室長	谷口　正樹	退職
副署長(総)	小山　光宏	大森・総務・課長	髙橋克一郎	局査察・査察32・統括査官
副署長(法内)	阿部　正	省大臣官房・厚生管理官・補佐	山野　広樹	省大臣官房・会計課付
副署長(徴法調)	貫間　重之	留任		
指法特官(総括)	小林　聡	留任		
指法特官	内田　豊子	目黒・副署長	山本　春彦	局調四・調査44・統括調官
指法特官	高橋　健	渋谷・法人・指特調官		
指源特官	橋口美津子	局総務・税相・神田相談官	榮多　敦	麹町・法人・指特調官
総務課長	柄川　弘一	局課一・料調１・補佐	髙梨　晃弘	東京審判・二部・副審判官
管運１統括	久田　直樹	留任		
管運連調	岩本　祥英	局総務・会計・予算長	杉本　年男	麻布・管運４・統括徴官
管運２統括	牛嶋　圭子	留任		
管運３統括	清水　宏明	留任		
管運４統括	藤本衣美子	松戸・管運３・統括徴官	西牧　昭良	神田・管運２・統括徴官
徴収特官			佐藤　佳吾	横浜中・特官徴収・特徴官
徴収統括	西本　博史	庁徴収・指導１係長	中島　睦英	局徴収・特整総１・主査
個１統括	尾形　操	新宿・管運１・統括徴官	小川　幸一	松戸派遣納支援調官・納支援調
個２統括	結城　泰治	葛飾・個人５・統括調官	亀田美重子	局課一・料調３・情技専官
個３料統括	菊池　浩章	船橋・法人３・上席調官	髙橋　正樹	千葉東・個人４(所得)・統括調官
資産統括	平野　賢一	東京審判・二部・審査官	安東　初	新宿・国専官産・国税専官
法人特官	菊池　均	蒲田・特官法人	今井　員徳	局調一・調査総括・調査官(再任用)
法人特官	石川　一夫	豊島・特官法人	長野　章	八王子・法人・指特調官
法人特官	小西　一光	留任		
法人特官	佐藤　源	局調二・調査２・総括主査	善　憲之	本所・特官法人・特調官
法人特官	塩沢　昭英	麹町・法人５・統括調官	地村　和久	局調四・統調官・総括主査
法人特官	髙橋　誠	芝・法人12・上席調官	堀　善大	麹町・特官法人・特調官
特官連調官	西尾　秀文	留任		
源泉特官	福尾　圭子	大和・法人１・統括調官	宮崎　義勝	船橋・法人・調査官(再任用)
法１統括	髙木　衛	留任		
法連調官	髙橋　友紀	留任		
法２統括	工藤　義弘	横浜中・個人(料)・統括調官	村田由美子	局総務・税相・神田相談官
法３統括	畦本　栄二	局課二・法人・主査	磯　美奈子	川崎南・法人２・統括調官
法４統括	立花　哲	北沢・法人３・統括調官	高橋　聡司	青梅・法人１・統括調官
法５統括	大森　榮	留任		
法６統括	大野　望	留任		
法７統括	永井　克宏	留任		
法８統括	末安　直貴	庁消費・１係長	生田　茂子	豊島・法人２・統括調官
法９統括	東　直樹	芝・法人・連調官	八巻　秀樹	向島・法人・調査官(再任用)
法10統括	小川　明男	留任		
国専官法	水野　公幹	局調二・調査16・主査	永島　英一	新宿・特調情官・特調情官
国専官源	渡辺　貴志	新宿・国専官源	林　郁雄	芝・特官源泉・特調官
審専官法	吉川日出夫	京橋・審専官法	河端　宗治	麻布・法人９・統括調官
審専官源	河原　一美	麹町・審専官源	野村　景子	渋谷・審専官源・審理専官
課長補佐	中山　一宏	足立・総務・補佐	十日市敦子	東京上野・総務・補佐
総務係長	岡本　彩香	江戸川北・法人２・調査官	臼杵　丈	局徴収・特徴収官・徴収官
会計係長	齋藤　純一	留任		

新役員の紹介

副支部長
（総務部、経理部、情報システム委員会担当）

佐々木則司（ささきのりし）

副支部長の大任を引き受けさせていただきました。3期目となりますが、担当は今までと同じ総務部と経理部、情報システム委員会です。

坂下新支部長のもと支部活動にお役に立てるように真摯にかつ元気に務めていきたいと思います。

今年度は、支部ホームページを会員の皆様方から一般の方々にさらに活用していただくことができるように、総務部、広報部、情報システム委員会の役員の方々と知恵を出して改良していきたいと考えています。

支部会員の皆様には支部活動に積極的なご参加いただき、会務への協力をお願いをして就任の挨拶とさせていただきます。

副支部長
（厚生部、組織部、租税教育推進委員会担当）

井上眞一（いのうえしんいち）

このたび初めて副支部長に就任することになりました井上です。担当は厚生部、組織部、租税教育推進委員会です。今まで担当したことのないものもあり不安ですが、副支部長の中では一番年下になりますので、皆様からのご指導により、会務を円滑に進めていく所存です。

坂下支部長は支部登録後すぐに入った日本橋支部野球部の先輩で、以来25年親しくお付き合いさせていただいています。今後は超多忙となる支部長の仕事の手助けを微力ながらできればと思っています。

これまでは東京会の理事として業務対策部に2年間、中小企業支援対策委員会に2年間在籍していました。団塊世代の中小企業経営者から次世代への事業承継は差し迫った問題であり、税理士業務にとって今後の税制改正を含め重大な問題だと考えさせられました。

2年間の任期、どうぞ宜しくお願いいたします。

副支部長
（広報部、税務支援対策部担当）

須佐正秀（すさまさひで）

役員経験の最も少ない副支部長ですが、先輩副支部長と力を合わせ、精一杯支部長を補佐して参りたいと思います。ご協力宜しくお願い申し上げます。

副支部長
（研修部、綱紀監察部、法対策委員会担当）

滝口利子（たきぐちとしこ）

この度二度目の副支部長を拝命いたしました。大丈夫です。気持ちはフレッシュです。最初の副支部長の就任は6年前で、その後東京税理士会の理事として調査研究部に携わりました。今回は坂下支部長のお仕事を少しでも軽減できればと思います。それには、まず会員の皆様からの助言やご協力が不可欠ですのでどうぞよろしくお願いいたします。会社勤めが苦手で税理士になったようなものですが、それでも何とか仕事ができたのは、やはり税理士会が支えにあったからだと思っております。例えば目まぐるしく変わる法律にようやく追いついていけた（？）のも、会が提供してくれた研修のおかげです。また、いつ加害者になって提訴されるかもしれませんが、そのときは紛議調停委員会などに相談にのってもらえることと思います。そして多くの方々と知り合うことができました。

（総務部長）
結城昌史（ゆうきまさし）

この度、総務部長に就任いたしました結城昌史と申します。前期は、租税教育推進委員会委員長でしたので、初めての部長職になります。それが総務部長とは、……、という感じです。しかも、総務部に所属したこともありませんし。坂下支部長は、大学の同窓の大先輩になります。その大先輩が、わざわざ事務所に来所されての要請でもありましたので、お受けしたところまではよかったのですが。本当に大丈夫か？というのが、現在の心境です。私のなかでは、山口六平太がイメージなのですが、当日本橋支部では、そんな呑気な状況ではないようです。支部会員の皆様、坂下執行部のためにも滞りない運営ができるよう努力してまいりますので、ご協力お願いいたします。

（研修部長）
引地栄二（ひきちえいじ）

日本橋支部の会員の皆様、こんにちは。この度、研修部長の大任を拝しました引地栄二です。やっと野球部監督の大任を終えたと思ったのに次は研修部長でした。次から次へと一杯一杯ですので皆様、何卒ご協力をお願い致します。

年間36時間の研修受講時間が義務化されています。平成28年度の日本橋支部の達成割合は34.38％で、これは東京税理士会全体の37.38％を下回っております。日本橋支部の会員数が年々増加していることを踏まえると分母が増えるので達成割合を増やすことは難しいのかもしれませんが目標値を40％にしたいと思います。会員数の増減にもよりますが、あと60名の方が達成できれば40％に達します。無理な数字ではありません。

とりあえず野球部は全員36時間達成させます！ですので野球部以外の皆様も宜しくお願い致します。

（広報部長）
増田和弘（ますだかずひろ）

この度、支部幹事の委嘱を受け、広報部長を拝命いたしました。若輩者のためご迷惑をお掛けすることがあると思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

広報部は、会報「にほんばし」を年3回発行することで、支部活動の報告や有益な情報の提供を通じて、支部と会員の接点となることを目指しています。また、今期は総務部、情報システム委員会と協力してホームページの充実を図ることで、会員の利便性や対外PRの向上も見込んでいます。

会員の皆様には「研究論文」や「随筆」などの執筆、各部の活動報告や写真の提供など、色々とお願いする場面が多いと思いますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（厚生部長）
櫻井和儀（さくらいかよし）

この度の支部役員改選により引き続き幹事として厚生部を担当させていただくことになり、部長を拝命しました。厚生部には長年お世話になっていたので恩返しのつもりで少しでも支部活動のお役にたてるよう努力させていただきます。

（組織部長）
竹田修（たけだおさむ）

先期は研修部幹事として支部研修のお手伝いをさせていただきましたが、この度の役員改選で組織部長をさせていただくことになりました。

やや荷が重い感じも致しますが、部長として坂下支部長のご指導の下、組織部事業計画に沿って支部規則等の整備、緊急連絡網の作成、防災対策等に力を注ぎたいと思いますので、会員の皆様の

ご協力をよろしくお願い申し上げます。

少年サッカーのコーチと少々のゴルフでいつも真っ黒い顔をしていますのでご存知の方も多いかと思いますが、引き続きお付き合いをいただければ幸いです。

（経理部長）

森　　一　郎（もり　いち　ろう）

この度経理部長を仰せつかりました森一郎です。3期6年所属していました厚生部から初めての経理部に移りました。支部運営の一助となれるよう務めたいと思っておりますので、会員の皆様にはご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

（綱紀監察部長）

佐　藤　宗　石（さ　とう　そう　すけ）

この度の支部役員改選により、引き続き綱紀監察部長を仰せつかりました。

微力でありますが、坂下支部長の下で精一杯努めてまいりたいと考えております。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

（税務支援対策部長）

土　田　一　夫（つち　だ　かず　お）

この度、税務支援対策部長を務めさせて頂くこととなりました。

税務支援業務に参加して、様々な事情を抱えた納税者の方々に対応しておりますと支援事業が広く求められていると感じているところです。

この社会貢献事業がますますお役に立てるよう努めて参ります。

引き続き皆様方の温かいご支援とご協力の程、お願い申しあげます。

なお、TNG会にも横好きながら張り切って参加いたしておりますが。

（法対策委員長・厚生部）

渡　辺　英　樹（わた　なべ　ひで　き）

支部会員の皆様､税理士の渡辺英樹と申します。この度、法対策委員会委員長及び厚生部幹事をさせて頂くこととなりました。法対策委員では、税制及び税理士制度改正案に関する支部会員からの意見を取りまとめ東京税理士会へのご報告を致します。つきましては支部会員の皆様からの貴重なご意見を伺う機会がございますので、何卒ご協力の程、宜しくお願い致します。他方、支部活動の一つの柱とされる厚生事業につきましては、会員相互間の親睦を図るために、櫻井部長を精一杯お支えし、お役に立てればと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。

（情報システム委員長・研修部）

濱　川　久　子（はま　かわ　ひさ　こ）

この度の役員改選により、引き続き研修部および情報システム委員長を勤めさせていただく事になりました。

日々の仕事に追われ、気がつけば電子証明書も第四世代となりました。次から次へと新しいサービスが提供され､電子化の波がおしよせています。情報システム委員会としては、今後もこの情報化社会に必要な知識、スキル取得に役立つような情報の発信に努め、また研修を企画し日本橋支部の税理士は、ITスキルが高いと言われるように微力ながら頑張る所存です。

情シス委員会では、会員の皆様からのこんな情報が欲しい、研修をして欲しいなどの意見をお待ちしています。

（租税教育推進委員長・組織部）

小原正寛（おばら まさひろ）

この度、日本橋支部の幹事に就任いたしました小原正寛と申します。前期までの4年間の幹事としての経験を生かして少しでも日本橋支部の皆様のお力になれるように努めて参りますのでどうぞよろしくお願い致します。

今期については、租税教育推進委員長も拝命いたしました。前期から引き継ぎ、今期も日本橋地区の小学校や中学校において税理士による租税教育を積極的に推進をして参ります。次代を担う世代への租税教育にご興味をお持ちの会員の先生方におかれましては、是非東京税理士会が実施する租税教育講師養成研修をご受講いただき、講師名簿にご登録をしていただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

（総務部）

野本徳治（のもと とくじ）

この度の役員改選により、引き続き総務担当幹事を仰せつかりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。支部運営のお役にたてるよう、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、皆様方のご協力の程お願い申し上げます。

一昨年の「抱負と自己紹介」では、お腹が出た体型を反省して、趣味のウォーキング等で体を動かしたいと寄稿しましたが、体型は益々恥ずかしい状況になり、先般の幹事会ゴルフでもハーフがやっとの状況でしたし、人間ドックでもいくつかの(新たな)要精密が指摘されました。今年こそは、ゴルフやウォーキングにも時間を費やし、健康体で支部活動に臨みたいと考えております。

（総務部）

佐野典子（さの のりこ）

このたびは、総務部に所属となりました、佐野です。今までは、研修部と広報部に所属して、支部研修会開催のお手伝い、支部発行の広報誌「にほんばし」の発行等に従事してまいりました。総務部の所管事項は、多岐にわたっており支部会員の皆様及び支部事務局の方々の協力のもと、微力ながら身をひきしめ総務部員として役割を果たしていきたいと思いますので、皆様どうかよろしくお願いいたします。

（総務部）

栗原真平（くりはら しんぺい）

この度、日本橋支部の総務担当幹事に就任致しました。

就任前の2年間は小峰先生のご指導を仰ぎながら監事を努めて参りました。

この間、幹事会や研修会などの支部活動を通じて日本橋支部の先生方や近隣支部の先生方と交流する機会も増え、諸先輩方から多くの事を学ぶことができました。

また、税務署職員の方とも無料相談会や実務研修会などを通じて交流することができ、税務署の考え方などを伺う機会をいただけたことは、実務において役立つことも多く、自身の経験として実り多い2年間でした。

監事の経験を踏まえ、総務部でも諸先輩方にご指導をいただき、微力ながら日本橋支部運営のお役に立てるよう、日々精進していきたいと思います。

皆様今まで同様ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

（総務部）

高木貞和（たかぎさだかず）

このたび、新役員に就任致しました高木貞和と申します。所属は総務部です。はじめての幹事で何もわからないことばかりですが、微力ながら支部運営のお役にたてるよう精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

これをきっかけに支部研修にも積極的に足を運ぶように心がけていきたいと思います。

1期2年ということで、2年後の成長を楽しみにしていきたいと思います。
どうぞよろしくお願い致します。

（研修部）

徳山和美（とくやまかずみ）

この度の支部役員改選で、引き続き研修部担当の幹事を務めさせていただくことになりました。

東京税理士会の会員研修とは、違った日本橋支部独自の幅広い分野の研修テーマを企画・実行出来ればと思いますので、支部会員の皆様からのご意見ご要望を事務局までお寄せ頂きます様お願い申し上げます。

これからの2年間は、研修会参加会員数の増加を目指し、支部運営に少しでも、お役に立てるよう精一杯務めさせていただきますので、どうぞ、宜しくお願い申し上げます。

（研修部）

塩谷満（しおやみつる）

みなさま、こんにちは。今回、初めて日本橋支部幹事に就任した塩谷満です。張り切って頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

所属は研修部となりました。引地部長を支え、皆様のためになる研修をより多くお届けしたいと考えてます。支部会員の多くが研修義務時間36時間を達成できるよう、あの手この手でアナウンスしていきたいと思います。

まずは自分が率先して、と言うことで、早速、東京税理士会のWEB研修ができるよう登録を行いました。登録は非常に簡単で、WEB研修も自分だけに語りかけているような、有意義な時間でした。

研修を通じて、多くの会員の皆様と交流ができることを期待しています。よろしくお願いいたします。

（研修部）

土田美子（つちだよしこ）

この度研修部の幹事に就任致しました土田美子でございます。

昨年から委員として研修部のお手伝いをさせて頂いておりました。これからは研修部幹事の一員として、少しでもお役に立てれば幸いに存じます。

日本橋支部に移転し二年。当支部の充実した研修会の機会を頂き、以前はなかなか達成し得ずにいた研修36時間を優に超える勉強をする事が出来ました。恩返しとして、会員の皆様の有益となる研修会を提供できる様精進して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

研修会場でお待ちしております。

（研修部）

河野拓（こうのたく）

この度、幹事に就任いたしました河野拓と申します。何卒よろしくお願いいたします。日本橋本町（コレド室町の裏辺りです）に2010年に開業して、現在8年目となります。これまでの支部活動としては、前期の途中から経理部、そして今期からは研修部所属となりました。

また、月に一度テニス部の練習会に参加しており、たまに雑談室にも顔を出しております。

諸先輩方に比べるとまだまだ活動は少ないかもしれませんが、日本橋支部を微力ながら支えていきたいと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

（研修部）

武田　剛（たけだ　つよし）

近年は、物流、資金及び情報通信がグローバル化するのみならず、悲しいことに、温暖化、テロ、そして貧困までもが世界中に遍在するようになってしまいました。また、グローバル企業の巨大化、国境を超えるインターネット上の取引と資金流通の拡大は、税源浸食と呼ばれる現象を招き、複雑化した社会を支える各国の財政が危機的状況になっています。

こうした中、会計や税務の世界でも国際化への対応やITスキルの向上が喫緊の課題となっていますが、そうやすやすとクリア出来るものではありません。うちの事務所としても数年来の課題となっています。かく言う私自身も、毎日英語の勉強を続けていてもなかなかスキルが上がらず、英語が絡む業務を行うたびに、一層の努力が必要だと痛感しています。

（研修部）

小林幸夫（こばやし　ゆきお）

この度、引き続き幹事に就任し、引き続き研修部担当となりました。

引地研修部長の下、微力ながら、少しでも会員の皆様方のお役に立てるよう、精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

（広報部）

岩川由美子（いわかわ　ゆみこ）

このたび、広報部を担当させていただくこととなりました岩川でございます。このような大役を仰せつかるには、まことに微力でございますが、先輩各位ならびに皆様のご助言、ご協力をあおぎ、邁進してゆく決意でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今後、大きく変化して行くであろう我々を取り巻く環境の中で、会報を通じて会員の皆様に情報伝達、情報交換のお手伝い、また、日々のあわただしい業務の中でホッと一息つけるような、広報誌を作成できたらと思っています。税制改正等は勿論のこと、日頃感じたことや趣味について等どんどん掲載できればと思っておりますので、是非ご紹介ください。皆様のご協力、ご支援をよろしくお願い致します。

（広報部）

三品貴仙（みしな　たかのり）

この度、広報部を務めることになりました。支部活動は今回が初めてとなります。先輩各位並びに皆様のご助言・ご協力を仰ぎ、少しでもお役に立てればと考えております。

広報誌「にほんばし」は、会員皆様に親睦・支部活動を促す大切な情報源だと思います。少しでも有益で楽しい情報を提供できるよう努め、増田広報部長を盛り上げていければと考えております。

皆様のご協力、ご支援そしてご指導を、宜しくお願い申し上げます。

（広報部）

小山栄一（こやま　えいいち）

この度、支部広報部役員を仰せつかりました、

小山栄一と申します。よろしくお願い致します。

役員の経験は浅く、どこまで力になれるかわかりませんが、なるべく部長の足を引っ張らないように心掛けて行きたいと思います。私は日本橋で登録をしてから9年目になります。この間支部では租税教室や無料相談のお手伝い程度しかやっていませんでした。広報部では会員皆様が楽しんで見て頂けるような会報の発行が出来るように頑張りたいと思います。

（広報部）

岡村宗男（おかむらむねお）

この度、幹事に就任いたしました岡村宗男と申します。所属は広報部と決まりました。
何卒よろしくお願いいたします。

茅場町3丁目にて開業し今年で7年目を迎えましたが、税理士としての知見も経験もまだまだ未熟であることを痛感する毎日です。特に自分の至らなさを感じますのは税務調査時においてです。納税者と当局間での争点について、客観的事実に基づいた整理がうまくできず、事実認定の考え方にも一貫性がなく、判例等の知識や立証活動の基本も不勉強です。原稿の締め切り当日に慌てて書いていることから愚痴のような内容となってしまいましたが、しかしながら偽りのない今の心境でもあります。

日本橋支部の諸先輩方からの叱咤激励を頂けますようお願い申し上げます。

（広報部）

石橋俊英（いしばしとしひで）

この度、日本橋支部の幹事を拝命いたしました石橋俊英と申します。2期目であり、より一層、支部全体及び会員皆様の厚生を図れますよう努めて参ります。

また、あわせて広報部を担当させていただくことになりました。何卒よろしくお願いいたします。

会報「にほんばし」を拝読しますと、日本橋支部の重みある歴史の一端を理解することができます。こうした会報の制作編集に携わることは初めてでありますが、先達諸賢のお手本をよく見ながら、任務を遂行したいと考えております。

（広報部）

緑川光（みどりかわひかる）

この度､初めて支部役員に就任させていただき、広報部を担当することになりました。

広報の仕事は、約32年前に国税局の社内報の編集をして以来ですので、経験も知識もだいぶ錆び付いておりますことをお詫び申し上げます。

昭和44年11月1日の創刊号から第9号までは8頁仕立てでしたが、その後、発刊を重ね、今では30～42頁となりました。内容も文字から写真中心に「読まれる」から「見せる」広報に変化してまいりました。

私自身もこの変化に対応すべく微力ながら頑張る所存ですので、皆さまに執筆依頼が参りましたら、快く引き受けていただきますよう部員一同心よりお願い申し上げます。

（広報部）

髙橋龍美（たかはしたつみ）

昨期に引続き、広報部を担当させていただくことになりました。新しい広報部長のもと、微力ではありますが精一杯努めさせていただきたいと思っております。

広報「にほんばし」は、柱である研究論文や随筆のほか年男年女の随想など、多くが皆様からのご寄稿で成り立っております。

今期もより良い広報誌となりますよう、会員皆様のご指導、ご協力のほどお願いいたします。

（厚生部）
山科裕紀（やましなひろとし）

幹事を仰せつかって、今年で13年目になりますが、その大半は厚生部所属でやってきました。今回も厚生部です。何故かと申しますとただ楽しいからです。厚生活動はレクリェーションがほとんどですから、何も考えなくてすみます。多少準備に手間はかかりますが、かえって私のストレス解消になっているくらいです。大したことはできませんが、おかしいだろー、言われないよう2年間とりあえず頑張ってみます。

（厚生部）
森田幸一（もりたこういち）

この度、引き続き厚生部担当の幹事を務めさせていただくことになりました。

今まで幹事として厚生活動に関与して参りましたが、会員の皆様のお役に立てたか忸怩たる思いがあります。心機一転し、引き続き会員相互の親睦が図れるような厚生活動に努めさせていただきます。

（厚生部）
江間政芳（えまさよし）

この度、引続き厚生部担当の支部幹事を務めさせていただくことになりました。

厚生部の事業計画が達成できるように、与えられた仕事を精一杯努めさせていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

（厚生部）
湯本康弘（ゆもとやすひろ）

本年度厚生部を拝命しました湯本康弘です。蛎殻町に1人で事務所を構えています。日本橋支部役員も3期目となります。1期目は研修部、前回2期目が組織部と請け負いまして、今般新たな部でまた違ったお手伝いができたらと思います。厚生部は主にゴルフ部、ボーリング部のお手伝い、総会等の懇親会の手配等が仕事となりますが、私自身、テニス部の部長でもありますので、より一層支部の厚生事業の活発化に精一杯尽力したいと考えています。また2年間、よろしくお願い致します。

（組織部）
小畑孝雄（おばたたかお）

幹事5期目の就任となりました。初心忘ることなく使命を果たす所存であります。どうぞよろしく。

（経理部）
三ヶ尻忠敬（みかじりただひろ）

前期に続き今期も経理部に配属され、経理部に入って2期目になりました。私は監事も経験しましたので、経理関係は3期目となります。経理関係3期目と言えばそろそろ『ベテラン』と呼ばれるもしれません。ベテランの次は『経理部の重鎮』と呼ばれるように精進していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

（経理部）
川口真理（かわぐち まり）

総務部から経理部に所属が変わりました幹事の川口真理と申します。総務部としての2年間は支部運営をお手伝いさせて頂く気持ちで、与えられた役割を果たしてきました。今回新たに経理部へと所属が変更となりましたが、経理部は支部運営を会計の面で支えていく重要な役割があります。支部会計についてはこれから勉強することが多くなると思いますが、日本橋支部会員の皆様から徴収している大切な会費を無駄にすることのないように、かつ、支部運営が円滑に運営できるように、経理部長とともに2年間頑張りたいと思います。

（綱紀監察部）
鳴海悠祐（なるみ ゆうすけ）

四期目の幹事となりましたが、引き続き綱紀監察部を四期連続で担当させていただくことになりました。

これが最後のご奉仕かと思っておりますが、手を抜くことなく、佐藤部長の下で誠心誠意幹事としての仕事を全うしたいと思っております。

後期監察部の幹事の仕事が暇であることが一番良いことですので、会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

（綱紀監察部）
秋庭　守（あきば まもる）

この度、支部幹事を仰せつかりました秋庭　守と申します。

日本橋支部でお世話になり5年目になります。これまでは、構成員の一人として支部総会や常会などに出席しておりましたが、これからは綱紀監察部所属の幹事として、微力ながら務めさせていただくことになりました。インナーとしての活動は初めてのため、右も左もわからずに、至らないところが多々あるかと思いますが、先輩方のご指導をいただきながら支部の発展のために尽くしていきたいと思いますので、宜しくお願い申し上げます。

（税務支援対策部）
徳田和浩（とくだ かずひろ）

このたび新しく税務支援対策部の幹事を務めさせていただくこととなりました。

前回は厚生部に所属していましたが、今回は全く新しい分野となります。果たして私自身ついていけるか心配ですが、与えられた仕事を精一杯努めていきますので、よろしくお願いいたします。

（税務支援対策部）
温井徳子（ぬくい のりこ）

この度、日本橋支部役員を拝命いたしました温井徳子です。最近改めて税理士法を読み返す機会があり、それによると税理士は、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」と定められています。この使命を達成するために、私たちはより多くの場面でさらに質の高い職務提供を目指していかねばなりません。

税理士業界を取り巻く昨今の状況は急速に変化しており、その変転に適応することの大切さと厳しさを日々実感しております。今後、日本橋支部の役員として、支部の会員を支えるため、会務活動に微力ながら努めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（税務支援対策部）

澤城教典（さわき きょうのり）

この度の役員改選により、引き続き税務支援対策部担当幹事を仰せつかりました。諸先輩のお力を借りまして、少しでも皆様のお役にたてるよう努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

（本会理事）

安田信彦（やすだ のぶひこ）

この度の東京税理士会役員改選にあたり、皆様のご支援により本会理事を務めさせて頂くことになりました。

所属は税務支援対策部となりました。

税務支援対策部は納税支援対象者に対する税務に関する相談、記帳及び税務書類の作成に関する相談その他税務援助等に関する諸施策を主として立案・運営している部です。

私がその運営にどれ程の力を発揮できるか分かりませんが、本会情報システム委員であったことを生かしていけたらと思っております。

一生懸命頑張っていく所存です。

よろしくお願い申し上げます。

（本会理事）

青木久直（あおき ひさなお）

今回の東京税理士会役員選挙に際し、皆様のご支援により再度本会理事を務めさせていただくことになりました。引き続き宜しくお願い申しあげます。また、本会での所属も引き続き調査研究部です。日本橋支部では、監事2年、幹事8年の合計10年役員を務めさせて頂きました。これまでの経験を基に2期目の理事を頑張って行きたいと思います。

調査研究部は税制及び税務行政と税理士の業務に関する会計制度についての調査研究を所掌とし、税制及び税務行政の改正に関する意見書を作成し、日本税理士会連合会へ提出する事が業務となります。調査研究部では副部長を拝命しました。微力ながら税理士会のお役に立てるよう努力して参りたいと思います。

（本会理事）

梅田文江（うめだ ふみえ）

この度の東京税理士会の役員改選により、理事に選任されました。

所属は組織部です。

先日、第1回目の組織部会があり、組織部の所掌事項の説明が有りました。

1．支部運営及び支部との連絡協議並びに支部間の連絡調整に関する事項
2．支部長会に関する事項
3．支部規則、支部役員選挙規則及び支部細則の制定及び改廃に関する事項
4．支部交付金に関する事項

要するに、東京会と支部との間の連絡役で、支部業務の適正な運営に資するため種々連絡調整を図ることが主な活動です。

日本橋支部で組織部長を2年間経験しましたが、上記3以外は正直なところ未経験の事項です。

これから諸先輩方のご指導を得ながら東京会並びに支部の方々のお役に立てるよう微力ながら精一杯努力していきたいと存じます。

何とぞ皆様の暖かいご指導ご鞭撻を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

（本会理事）

高橋美津子（たかはし みつこ）

この度、東京会理事を仰せつかりました。本会の理事会に出席することが仕事である。

理事会への出席が意味あるものとするには自分自身が税理士の使命を果たせる実力をより一層つ

けていかねばならないと思う。

10年近く前になるが、東京税理士会国際部のEU視察に同行したことがあった。EU圏ではドイツ以外の国には、税理士制度は存在しないが、それらの国では税理士に似た業務をする団体があり、その団体の代表者たちの話を聞く機会があった。

彼らは、任意団体であるがゆえに団体の維持発展のため努力していることは会員の研修時間の義務化を定めて研修受講をもって対外的にその質の高さをアピールしているのだった。確か年間50時間は超えていた。

わが国の税理士制度は、制度として成立しているものであるが、一人の会員として自己研鑽をより一層していくことが理事として役に立てる要素であると思う。

そして東京会理事会が納税者の基本権をしっかり擁護する場であるように、一理事として努力していきたいと思う。

（本会理事）

大澤昭人（おおさわあきひと）

この度の東京税理士会の役員改選により、本会理事を務めさせていただくことになりました。本会での所属は厚生部です。厚生部では、東京オリンピック開催による野球場の不足への対応を重要課題として取組んでまいります。

多くの日本橋支部会員が本会厚生事業へ参加し、活躍できるよう努めてまいります。

また、野球部の皆さんが、東京税理士会の代表選手として活躍できる環境を整えていきたいと思います。

（監事）

小峰浩一（こみねこういち）

この度、5期目の監事を務めさせていただくことになりました。監事就任当初の監事監査は4、5人で行っておりましたが、4期目から、税政連の会長・幹事長、経理担当副支部長及び経理部役員に私ども監事の計8名と関心の高まりを実感しております。

支部会計は、処理の継続性に依拠することで対前期比較可能性が確保されております。事務局及び経理部と監事は異床同夢の関係にあると言っても間違いないでしょう。小田新監事と共に森新経理部長という新たな陣容の中で、ご一緒させていただける期待と緊張感を忘れずに、支部運営の一翼を担うべく、引き続き努力していく所存であります。会員の皆様、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

（監事）

小田英敏（おだひでとし）

この度、監事に就任いたしました小田英敏と申します。何卒よろしくお願いいたします。

まだまだ勉強不足の私に監事など務まるかどうかは甚だ不安ではありますが、私自身、今までも、これからも、常に全力で努力すると共に自身の成長に努める所存です。

今後とも、皆様のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

東京税理士会日本橋支部平成２９年度　役員及び組織図

平成29年7月11日現在

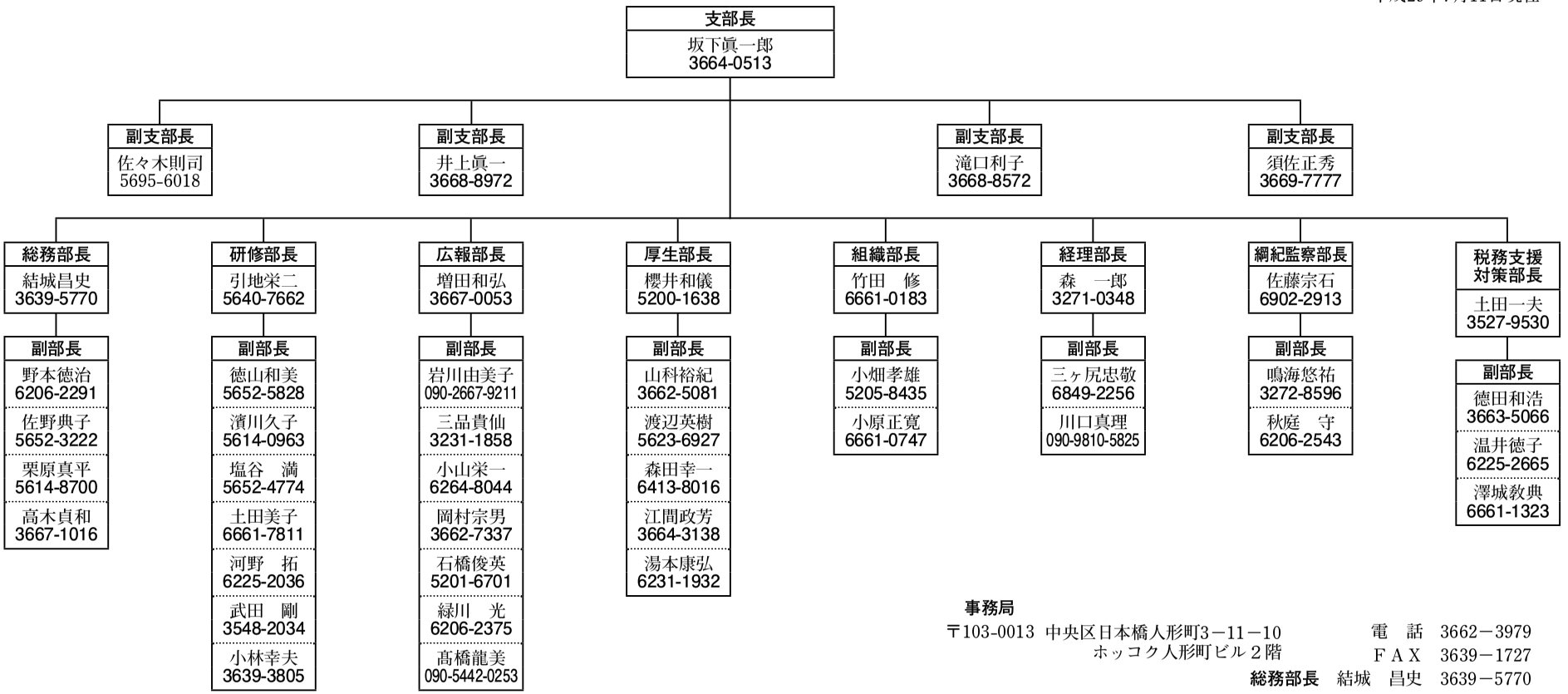

事務局
〒103-0013　中央区日本橋人形町3－11－10　ホッコク人形町ビル２階
電　話　3662－3979
ＦＡＸ　3639－1727
総務部長　結城　昌史　3639－5770

※印は委員長

研修部委員	法対策委員会		情報システム委員会		租税教育推進委員会		顧　問	相　談　役			本会理事	監　事	相互扶助委員	登録調査委員
家﨑克夫 5623-1667	※渡辺英樹 5623-6927	櫻井和儀 5200-1638	※濱川久子 5614-0963	土田美子 6661-7811	※小原正寛 6661-0747	前澤左斗子 5623-4350	増田昌弘 3667-0053	関口重雄 3662-7701	成田一正 5640-6450	福本光男 3668-5716	安田信彦 3667-1016	小峰浩一 5255-3275	佐々木則司 5695-6018	坂下眞一郎 3664-0513
小用丈晴 090-1799-2192	佐々木則司 5695-6018	竹田　修 6661-0183	佐々木則司 5695-6018		結城昌史 3639-5770	増田和弘 3667-0053	河原邦文 3669-8500	板橋則雄 3662-7701	荒木慶幸 3271-5859	若狭茂雄 3664-2086	青木久直 5652-1934	小田英敏 5645-2811	井上眞一 3668-8972	佐々木則司 5695-6018
広報部委員	井上眞一 3668-8972	佐藤宗石 6902-2913	古賀裕明 050-3693-5466		濱川久子 5614-0963	若狭茂雄 3664-2086	中島美和 3241-0462	岩波　一 3666-3977	池上悦次 3245-1005	木下純一 3663-3003	梅田文江 5643-2775		滝口利子 3668-8572	井上眞一 3668-8972
木下純一 3663-3003	滝口利子 3668-8572	佐野典子 5652-3222	石橋將年 6231-0816		小山栄一 3527-9004	川口真理 090-9810-5825	藤山清春 3272-8598	浅野汜子 3666-7008	岡田　昇 3669-2481		髙橋美津子 3510-6188		須佐正秀 3669-7777	滝口利子 3668-8572
北島亜紀 6661-9925	須佐正秀 3669-7777	増田和弘 3667-0053	河野　拓 6225-2036		秋庭　守 6206-2543		浅見達雄 3661-9483	吉村博一 3864-8055	本田純二 3663-3610		大澤昭人 5614-9060			

研究論文

家族観と民法、税法

木下純一（きのした じゅんいち）

1．まえがき

このテーマを選んだ理由は、一度制定された法律が時代に合わなくなっているにも拘らず、改変させることは、稀で現実社会に様々な不都合を生じさせているからである。その事の問題点を掘り起し、どの様に改革するのが望ましいか？を提言するものである。従って、発表者の思い込みや、実現不可能と思われることや、その提言によっては、別の不都合を生じさせてしまう惧れなど、もっと内容を深める余地のあることをご容赦願いたい。

2．家族を考える

先ず、「家族」について考えてみたい。

普段、「家族」は、と、人に聞かれると、妻と子供が2人、親は、同居しているとか、居ないとか、年齢によっては、「お孫さんは」とか聞かれて、居るとか、居ないとか答えるだろう。そこで、「家族」とは、一般的に夫婦とそれらの人々の親、子供によって形成される社会と云えるのではないか。「家族観」は、人種、民族によって、微妙に異なるようだが、ここでは、「日本」(日本人)の「家族観」について考察する。「日本」の「家族観」は、戦前と戦後とでは、大きく変わっている。

戦前の「家族観」は、家（イエ）制度に基盤をおき、地域社会から国家につながる「イエ」を作っていた。「家制度」、「家」と「家父長制」の二つを大きな要素として「イエ」という親族集団の一体的結合と継続的発展を重視し、家族の人々を「イエ」に従属する存在とみなした。家父長権の相続(家督相続)、本家・分家などの階層制、それらを対外的にひとまとまり（ウチ）としてとらえる心性・制度であった。この思想は、明治時代以前からの日本的なもので、日本人は、天皇の臣民であり、天皇を中心とした「家族」を形成するとした、国家主義、一体感を保持し、外的（明治維新時の海外列強）に立ち向かう意思統一を思料したものと思われる。

3．現行民法の家族

現行民法の「家族観」について考えよう。ちなみに、民法には、「家族」と云う表現はない。民法第4編　親族　（一般に同編　第725条以下を「親族編」としている。）。

（親族の範囲）第725条　次に掲げる者は、親族とする。

資料1　親 等 図

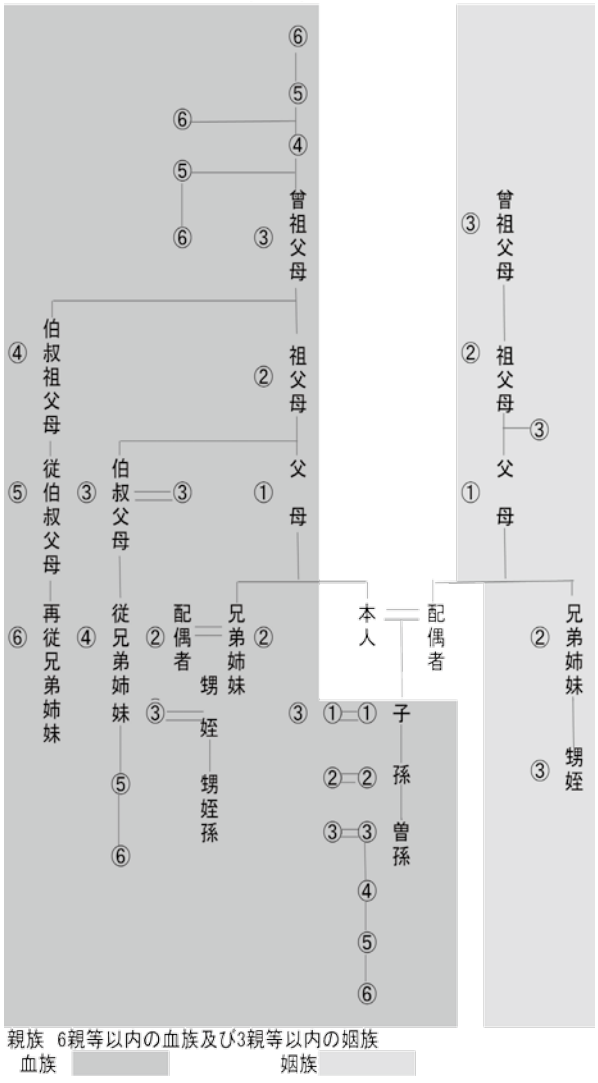

資料２　親族の範囲（相続譲渡範囲）

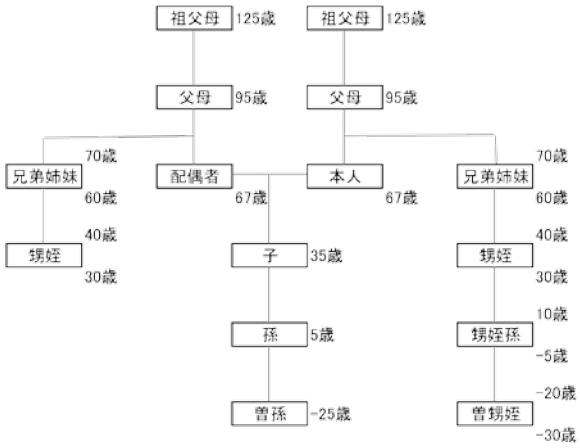

一　六親等内の血族
二　配偶者
三　三親等内の姻族

資料1に親族表を掲載した。ここに記載されている物を見ると、いかに多くの人脈？が著されている。次に､今の私を中心にした親族をみてみた。

1親等を30年（歳）一世代、兄弟姉妹の年齢差を5年(5歳)､配偶者を同い年として親族表を作ってみた。

現在私は67歳である。尊属は、2親等の祖父母がやっと生きているか？卑属は、2親等の孫までか？後30年生きれば､曾孫に会えるか？その時は、父母が127歳。

結論的には、直系血族では、4世代がせいぜいと思われる。

姻族でもほぼ同様だろう。私の兄弟姉妹の関係でも、甥、姪まで、その子（甥、姪、孫）になると関わりはほとんど無いだろう。

そうすると、民法の規定は、何を意味して、何の目的でこれだけの膨大な範囲を目指しているのか。

他の｢親族｣に係わる規定を見てみることにする。民法730条には､:直系血族及び同居の親族は､｢互いに扶け合わなければならない。｣と規定されている。同居の親族はともかく、歳を取って曾孫の生活を扶助するのは可能か？

法律で指定されるのは､如何なものか？(能力と、気持ちがあれば頼まれなくても援助するのではないか。)と思う。

第734条から736条では、(近親者の婚姻の禁止)で直系血族、3親等内の傍系血族等の表現がある。これは、遺伝的要請からの規定である。

民法（以下、法と云う)、第748条　(不適法な婚姻の取消し）では、…各当事者、その親族又は検察官から、その取消しを…。

法、第877条　(扶養義務者)①　直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。②家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。③　(略)

この2項が、生活保護申請で考慮されることになる。

以上、観てみると､｢親族｣という大風呂敷を広げておきながら、細かい条文の中では、巧みに適用範囲を振り分けていることがうかがえる。これは何を意味しているのだろう。

今生きている私はこれだけの人々に囲まれていて、1人で生きているのではない。｢だから頑張って生きてゆきなさい｣という励ましなのか、又は、ご先祖様を大事に思っていなさいという、神道や儒教のおしえなのか？

４．色々な家族観、想定されなかった家族のあり方。

婚姻に係わる問題。婚姻は、戦後の憲法第24条で…｢両性の合意｣と規定されたことから、旧民法より束縛が無くなったとはいえ､｢家｣を基盤にしてイエを保とうとしているようである。それは、親子関係よりも､｢嫡出｣にこだわっていると思われるからである。

法、第733条　①　女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。　　＊

②　女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

法、第750条　夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。　＊

法､第772条　①　妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。　②婚姻の成立の日から2百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から3百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

法、第774条、 法、第772条の場合において、夫は､子が嫡出であることを否認することができる。以上､婚姻とその子についての条文を列挙したが、いずれも「親子」関係より、「嫡出」に重点を置き、直系血族の連続性を保ち、「イエ」を意識しているものと思われる。

これらの民法の制定は、男尊女卑とも受け止められるが､「家父長制」の延長なのだろう。

以前は、女性が自ら夫のもとを去り、自立することなど考えられなかったようだが、現代は、理由はともあれ自ら夫の元を離れる女性は、婚姻の解消又は取消しのずっと以前から、懐胎の可能性のある行為を前夫とすることは無いし、現代の医学的見地から正当な父親を確定することは、可能と思われる。

婚姻が破綻しているにも係わらず、現法律の規定により、離婚できない場合に、既にほかのパートナーと事実上婚姻関係にあり、懐胎、出産した時に、出生届を提出できない、(すれば全夫の子供とされてしまう、DVの夫に住所を知られたくないなどの理由でも出生届けを出さない場合もある。) そうなると、無国籍、無戸籍の子供が生じてしまう。

無戸籍だと住民登録が出来ない。地方自治体からの様々な行政サービスが受けられない、学校に行けない。病気になっても保険診療を受けられない(もちろん、海外に行くこともできない)。

働くことができたとして、マイナンバーは、どうなる？住民税は、納めなくてもよい？

離婚を認めない夫から正式に離婚を成立させるのは至難のことである。

以上　民法に対するまとめ

法、第725条の親族の規定を、

一　三親等内の血族

二　配偶者

三　二親等内の姻族

とその範囲を限定的なものに変えてはどうか？(血族と、姻族で親等の差をつける必要は無いかもしれない。)。

法、第730条の規定と、第877条の規定の関係はどうなのだろう。第730条は、直系血族及び同居の親族、第877条は、直系血族と兄弟姉妹。この違いはなんであろうか。また､前者は「扶け合う」で、後者には「扶養義務がある。」この違いもなんであろうか。

前者は、経済的なことでなく、精神的なことを指しているのか？後者は、はっきり経済的援助すなわち「扶養」と規定している。いずれにしても､「直系血族」を「三親等内の直系血族」と規定して差しさわりはないので、その様に変えるべきと思う。

法、第772条　①妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。②婚姻の成立の日から2百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から3百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する、と規定されている。そこで、

①（第一項）に出生後六か月以内に夫の子でないと申し立てた場合､夫の子でないと認定できる。」との条項を付加し②(第二項)を削除する。

その理由

①の理由は、親子関係は、必ずしも血縁のみで繋がっているものでなく、血の繋がりが無くても(他人であっても)長い間家族として生活していれば家族と認識していることに不都合が無いし、夫の子でないことを六か月以内に申し出ることにより、早期に事実関係を明らかにし、家族関係が混乱することを防ぐ意味からである。

②の理由は、懐胎当時の、人間関係、夫との関わり、DNA鑑定により容易に誰の子であるか確定できると考えられるからである。

そうでなくても、「推定」という法律用語は、推定の根拠になるものの反証があればその推定を覆す可能性のある用語であるが、民法では、子の利益の為か通常推定は、覆せないようである。

法、第774条、第772条の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。

この条文の「夫は子が」の項を「夫又は妻が」に変える。自分の子の父親が誰か、一番分かるのは妻と思うからである。

今の条文に無い、新しい家族関係が生じ始めている。婚姻関係にありながら籍を入れないカップルが増えている。事実婚である。その理由は、

①　入籍により、出生からの姓が変わるのが嫌である。

②　高齢のカップルは、推定相続人への配慮（推定相続人の法定相続分が減ってしまう）

また、婚外子も増えている。結婚を前提に交際していて妊娠し、何らかの理由で出産する人がいる。

いずれにしても、何らかの法的整備が必要ではないか？

５．税法との関係

税法は､民法の規定をほぼそのまま援用し､様々な手当てをしている。

① 所得税

所得税では、家族に係わる取り扱いが有る。

それは、人的控除と云われるもので、配偶者控除、扶養控除、は、憲法第25条の生存権の保障と考えられている。

また、障害者控除等の控除規定は、生活上追加的経費が必要と思われることへの配慮から規定されている。寡婦控除もそれに含まれる。

寡婦控除は、シングルマザーの支援の意味で創設された。当初は寡婦のみで、寡夫の適用はなかった。その後、寡夫控除も規定されたが、寡婦控除とは、内容が若干異なっている。

人的控除の適用は､民法の規定に準じている。

寡婦（寡夫）控除は、配偶者の死別、離婚して扶養親族がいる場合に適用される。

法律上の婚姻の事実がこの控除の要件である。

未婚の父母で扶養親族が居ても、現在は控除対象にはならない。

そこで、死別は、婚姻の記録が無いと認められないが、１人親が子育てをしている場合、「1人親子育て控除」を創設したらどうか。

「1人親子育て控除」の要件は、男女を問わず、１人親で扶養義務のある20歳未満の子がいること。（離婚した場合の養育費の請求は、子が成人するまでとされていることと整合性を保つため）

その他､所得制限等は､現行のままとし､寡婦、寡夫の区別をつけない、平等の取扱いとする。

「1人親子育て控除」と寡婦（寡夫）控除の二本立てとする。（「1人親子育て控除」のみにすると、死別のシングルマザー（ファーザー）への手当が無くなってしまうので。）つまり、扶養する子が20歳になるまで､「1人親子育て控除」を適用し、その後は寡婦(寡夫)控除に移行することになる。

② 相続税

相続について、法定相続人の範囲は、今まで通りで良いと思う。

ただ、籍は入っていないが、事実上婚姻関係にある同居カップルがいる。それらの事実婚の配偶者への配慮は必要でないか？

推定相続人の法定相続分を減らさない配慮から入籍しないので、相続人に加えることは当事者の本意ではないからである。そこで、それらの事実婚の相手に財産分与するためには、遺贈によって行われることになる。この場合、相続税法では、相続人が、被相続人の一親等の血族以外の者への、相続または、遺贈には、相続税が2割加算される。

それを排除して、税負担を軽減しその後の生活の援助としてはどうか。遺贈による財産分与は、残されたパートナーへのその後の生活支援なのだから。

６．まとめ

以上色々論じてきたが、基本的には一夫一婦制は維持すべきと考えている。問題点の一つは、法律は一度制定されるとその変更（改正）はなかなかできない。一方現実は、予想外で進んでゆく。そこを埋めるために現実に即した法律の立案に思いを至らせないといけないと思ったからである。

お 知 ら せ

2017年（平成29年）分の申告から従来税務署から送付されていたプレプリント申告書の送付が廃止されます。そのため、予定納税額などの情報の記載が無くなります。（予定納税額の通知書は従来通り送付されます。）関与先の納税者に対してお伝えするとともに、予定納税額の管理も行う必要がありますので、会員の皆様は対応をお願いいたします。

詳細については、東京税理士会のHPでも確認ができます。

広報部長　増田　和弘

随　筆

支部長の４年間を振り返って

浅見達雄（あさみたつお）

平成25年6月24日の支部総会で支部長に就任させて頂きました。前年12月の選挙で藤山清春支部長の後を受けることが決まっていましたがいざその時になりますと緊張のあまり逃げ出したい心境でした。

総会後の懇親会での挨拶が初仕事で何をお話しさせて頂いたか覚えていませんが、歴代の支部長が守ってきた伝統の日本橋支部を大過なく2年間運営することの意思表示をしたような気がします。

選挙に際して1期2年で良いから引き受けるよう顧問、相談役に口説かれ立候補しました、その二年間が経過する時には、誰が一期で良いと言ったみたいな脅しとも取れる発言を受けて平成26年12月の選挙に立候補せざるを得なくなり2期4年務めさせていただきました。

就任当初は挨拶をしなければならい会合には出たくない気持ちで常に緊張状態でした。4年間で多少慣れてはきましたが、稚拙な挨拶でお聞き頂く皆様も心配の種であったかと思います。

支部会報の5月号でも少し触れましたが、支部を代表する立場を頂き各種の会合に出席させて頂き、その立場の重みを感じつつ非難を受ける振る舞いの無いようにとの思いをもって携わってきました。苦労することと、新たな経験とハカリに掛けたら、することのできない経験をさせて頂いた事の方が勝っていると思います。これも支部会員の皆様のご協力があればこそと思います。

支部活動は事務局のお二人がすべての活動を把握してくださり総務部長を元とする各部長が一致協力をしてそれぞれの責任を果たして下さり苦労したとの思いはありません。

8月を除き毎月開催している支部役員会も多くの出席者を得て、活発な意見交換ができ合意のもとに各種の行事が遂行できたものと思っています。こんな事は執行部（正副支部長、各部長で構成）で決めれば良いのにと思えるような内容でも、できる限り議題として意見を求めました。

各種の事柄を役員全員が共有することで、役員それぞれが将来その立場になったときの判断の基礎的な知識にして頂きたいとの思いから、知る限りの経緯をお伝えしてまいりました。12代にわたる歴代の支部長を元めとする各世代の役員が支えてきた日本橋支部の伝統を引き継ぎ、伝承できたかなと思っています。

私が日本橋支部の会員になったのは昭和59年ですから33年になりました、支部のゴルフコンペに参加したのを皮切りに、テニスに参加して、多くの知人を得て楽しい支部活動ができました。

支部長であることで野球部の優勝で胴上げをして頂き宙を舞いました。大変心地の良いものでした。野球部の皆様には感謝です。さらに支部長だからと歌舞音曲部の発表会に強制参加を求められ歌いました。これも下手は下手なりに楽しめました。何事もやってみると良いこともあるものだと感じています。

支部長を退任して予定表が空欄ばかりになり、何をしたら良いか困るのではと思っていましたが不足となってしまった知識を補うために研修会に

参加していきたいと思います。8月で70歳となりますが支部ゴルフコンペにも積極的に参加して運動不足を解消したいと思います。

坂下支部長をはじめとする役員の皆様の邪魔にならないように支部行事に参加していきますので今後もよろしくお願いいたします。

4年間支えて頂きました会員の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

各 部 だ よ り

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成29年4月21日（金）10時30分～12時00分

Ⅰ　報告事項

1．平成28年度・29年度各部事業報告及び事業計画案について
2．平成28年度・29年度支部会計報告・予算案について
3．事務局職員就業規定の一部改定について
4．登録調査（4/7）の件
5．常会（4/14）の件
6．署との拡大定例連絡会（4/18）の件
7．会費滞納者について

Ⅱ　各部報告、委員会報告、理事会報告　以上

平成29年5月12日（金）10時30分～12時00分

Ⅰ　審議事項

1．平成28年度・29年度各部事業報告及び事業計画の件
2．平成28年度・29年度支部会計収支報告・予算の件
3．顧問並びに相談役委嘱の件
　浅見達雄会員を支部顧問、木下純一会員、若狭茂雄会員を支部相談役にそれぞれ委嘱したい。
　審議の上、承認可決されました。
4．平成28年度支部定期総会の委任状に代理人の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件
　委任状の代理人氏名を浅見支部長にすることを、承認可決した。
5．定期総会（6/21（水））当日分担確認等の件
　定期総会の当日分担について提案どおり承認可決した。

Ⅱ　報告事項

1．東京会委員推薦の件
2．顧問相談役会（4/26）の件
3．登録調査（1/12）の件
4．三税協議会の件
5．相続事案等の面接相談に対する税理士会支部での対応について

Ⅲ　各部報告、委員会報告、理事会報告　以上

平成29年6月5日（月）10時30分～12時00分

Ⅰ　審議事項

1．平成29年度定期総会（平成30年6月）の件
　ロイヤルパークでの実施及び懇親会参加費の無料継続について了承され日時は執行部一任となった。
2．事務局職員就業既定の一部改正について
　29年4月28日付けで東京会へ意見徴収を提出し、5月30日に東京会より改正案どおりで了承をもらった。この場で最終の審議をお願いしたい。
3．事務局夏期休暇日程について
　8月14日～16日

Ⅱ　報告事項

1．会計監査報告（5/17）の件
2．東京会定期総会（6/14）の件
3．関係団体定期総会の件
4．新旧役員懇親旅行
5．登録調査（3/13）の件

Ⅲ　各部報告、委員会報告、理事会報告　以上

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日　時：平成29年4月14日（金）14：00～17：30
テーマ：一部「品位保持に関する説明」
　　二部「グループ法人税制」
講　師：一部　東京税理士会綱紀部
　　二部　税理士　諸星　健司氏
会　場：AP東京八重洲通り11F

日　時：平成29年5月12日（金）13：30～16：30
テーマ：「相続税のあれこれ」
講　師：税理士　岩下　忠吾氏
会　場：AP東京八重洲通り7F
日　時：平成29年６月６日（火）18：00～20：30
テーマ：【DVD研修】「遺言と信託　～税理士と公証人のコラボレーション～」
講　師：日本公証人連合会常務理事（丸ノ内公証役場公証人）　大野　重國　氏
会　場：日本橋支部会議室
日　時：平成29年6月21日（水）13：30～15：00
テーマ：「トランプ新政権と日本政治・経済への影響」
講　師：名古屋外国語大学・大学院
高瀬　淳一　教授
会　場：ロイヤルパークホテル
日　時：平成29年7月12日（水）18：00～20：30
テーマ：「越境ECの基礎知識と実務上の留意点」
講　師：日本貿易振興機構（ジェトロ）
石川　雅啓氏
会　場：日本橋支部会議室
日　時：平成29年7月20日（木）13：00～16：00
テーマ：「財産評価における不動産調査の仕方」
～見落としがちな評価減と間違えやすい事例の紹介～
講　師：税理士　富田　隆史氏（四谷支部）
会　場：日本消防会館　ニッショーホール
※　第一ブロック合同研修①
日　時：平成29年8月21日（月）14：00～17：00
テーマ：「憲法と税理士」
講　師：日本大学法学部　阿部　徳幸教授
会　場：AP東京八重洲通り11F
日　時：平成29年9月7日（木）18：00～19：30
テーマ：「労務問題」（仮題）
講　師：社会保険労務士　青木　幸江氏
会　場：日本橋支部会議室
日　時：平成29年9月19日（火）13：00～16：00
テーマ：「未定」
講　師：未定
会　場：日本消防会館　ニッショーホール
※　第一ブロック合同研修②
日　時：平成29年10月3日（火）14：00～16：45
テーマ：「所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項」
講　師：日本橋税務署担当官
会　場：東実健保会館6階ホール
日　時：平成29年11月8日（水）13：00～16：00
テーマ：「年末調整説明会」
講　師：日本橋税務署・中央区役所　担当官
会　場：日本橋公会堂ホール

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日　時：平成29年4月13日（木）17：30～19：30
会　場：日本橋支部会議室
日　時：平成29年5月11日（金）17：30～19：30
会　場：日本橋支部会議室
日　時：平成29年6月9日（金）17：30～19：30
会　場：日本橋支部会議室
日　時：平成29年7月14日（金）17：30～19：30
会　場：日本橋支部会議室
日　時：平成29年8月10日（木）17：30～19：30
会　場：日本橋支部会議室
日　時：平成29年9月8日（金）17：30～19：30
会　場：日本橋支部会議室
日　時：平成29年10月13日（金）17：30～19：30
会　場：日本橋支部会議室
日　時：平成29年11月10日（金）17：30～19：30
会　場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

4連覇を目指して挑んだ東京税理士会の第123回支部対抗野球大会において、3回戦で敗退するという悔しい結果に終わりました事を先ずもってご報告致します。大会期間中は、多くの皆様から応援を頂きました事を選手一同心から感謝申し上げます。

9月に開催される支部対抗野球大会にて雪辱を果たすため、選手一同時間の許す限り、これまで以上に真剣に野球に取り組んでおります。

そんな野球部の、平成29年4月から6月までの活動に関してご報告致します。

４月４日　春季本大会１回戦
　　VS本郷支部　14－0　勝
　　春季本大会２回戦
　　VS武蔵野支部　6－0　勝
４月10日　春季本大会３回戦
　　VS麻布支部　0－2　負
４月20日　練習試合　VS四谷支部　9－3　勝
５月16日　練習　神宮軟式野球場　14時～16時
５月16日　第一ブロックリーグ
　　VS芝支部　25－1　勝
６月２日　第一ブロックリーグ
　　VS麹町支部　13－3　勝
６月２日　第一ブロックリーグ
　　VS麻布支部　6－13　負

今後とも日本橋支部の名誉のために頑張って行きますので、ご理解とご協力をお願い致します。

〈囲碁部〉

昨年の今頃は、人工知能とトッププロとの囲碁対決がマスコミを賑わせていましたが、今年は中学生プロの大活躍で将棋が注目を集めているようです。

同じような頭脳ゲームが交代で注目を集めるのは嬉しいことです。できるだけ長くマスコミを引き付けてもらいたいものです。

4月6日（木）に白江八段によるプロ指導をお願いしました。

原則として三面打ちをお願いしましたが、7名の参加により楽しくも充実した時間を過ごすことができました。

同じ碁を打つにも相手がプロだと緊張の度合いが違います。次回は11月の予定ですのでプロと打ってみたい方は是非参加してください。

5月11日、6月22日、7月13日と月例会を事務局で開催しました。
この時期は決算の関係でやや参加人員が少ない傾向があります。

8月と9月も月例会ですが、10月19日（木）に秋季支部大会を、11月16日（木）に白江八段によるプロ指導を予定しています。

大会以外は3時から6時ごろまで事務局会議室で碁盤を囲んでいますので、興味のある方は覗いてみてください。

〈歌舞音曲部〉

通称カラオケ部は29年月例会を開催する場所甘酒横丁通りを明治座に向かって80メートル歩き左にとんかつ店を左に曲がり15メートル行くと駐車場がありその左にカテリーナの看板ありその2階です。

場　所　カテリーナ　　人形町2－29－3
電　話　03－3639－5678

カラオケで楽しみましょう

日本全国のおいしいお酒とおつまみやまい泉のカツサンドなどを囲みながら楽しい2時間過ごしております。

ぜひ先生のご参加お待ちしております。申し込みは支部事務局に、申込忘れても当日参加お待ちしております。

平成29年４月11日（火）６名
　　５月９日（火）10名
　　６月13日（火）８名　雨で寒い日
　　７月11日（火）９名

月例会の予定

８月９日（水）　９月12日（火）
10月10日（火）　いずれも午後6時より

＊今年の発表会は10月14日午前11時頃から午後3時頃まで貸し切りで上野公園前店にあるパセラリゾーツで行いますので、各先生課題曲を支部事務局にお願いいたします。

＊今年も明るく楽しく歌いましょう

入会は随時支部にて受付しておりますので支部事務局へ。　　**（カラオケ部長　若狭茂雄）**

〈テニス部〉

テニス部の2017年4月から6月までの活動報告を致します。

4月17日（月）、品川プリンスホテル高輪テニスセンターにて練習会を行いました。参加人数は5名。2月6日（月）に開催した部会で決議されたように、開始時間を1時間ずらして19時開始21時終了にした効果があったようで、3月決算法人の確定申告業務がそろそろ始まる4月にも関わらず、初心者を含めて参加人数が若干増加しました。また、5月10日（水）に行われる東京税理士会春季テニス大会に向けた練習も兼ねて、参加者はペアになって試合形式の練習を、初心者はフォアなどの練習を中心に行いました。

5月10日（水）、「東京税理士会春季テニス大会」

が「有明テニスの森公園」で行われました。日本橋支部からは混合ダブルスに「福田夫妻ペア」と「青木・岩川ペア」の2グループが参加しました。両ペアとも予選を2位通過して、各予選組の2位が集まる2位グループトーナメントに進出しましたが、惜しくもともに初戦で敗退しました。次回はぜひグループ優勝を目指していきたいと思います。

6月19日（月）19時～21時、品川プリンスホテル高輪テニスセンターにて練習会を行いました。参加人数は5名。フォア、バック、ボレーなどの基礎練習を中心に行いました。

次回の練習会は、7月24日（月）19時～21時、品川プリンスホテル高輪テニスセンター2番コートにて行う予定です。たくさんの方の参加をお待ちしています。

★テニス部では、新入部員を随時募集しております。テニス経験がある方からラケットを握ったことがない初心者の方まで、レッスンプロのコーチよりそれぞれのレベルにあった指導を受けることができます。「ブランクがあるけどまた始めたい」「運動不足を解消したい」「メタボ対策したい」「家族とやりたいから」「孫とやりたいから」など、どんな理由でも大丈夫です。冷やかしや見学からでも構いませんので、ぜひ練習会に遊びに来てください。

今後の予定

・月1回　練習会　19時～21時　「品川プリンスホテル　高輪テニスセンター」
・東京税理士会秋季テニス大会
　平成29年9月6日（水）予備日9月15日（金）
・東京税理士会支部対抗戦
　平成29年年10月5日（木）予備日10月16日（月）

東京税理士会主催のテニス大会は、すべて「有明テニスの森公園」の予定。

（テニス部　増田和弘）

〔組織部〕

事務局職員1名増員に伴い事務局職員就業規則の一部改正を行うため活動して参りましたが、4月28日に事務局職員就業規則の一部改正、育児・介護休業・再雇用等に関する規程の制定について、東京税理士会へ意見聴取を行った結果　5月30日に東京税理士会より「改正案・制定案通りで差し支え無し」との回答を得ました。

6月5日の幹事会に図り原案通りご承認を頂き、無事施行の運びとなりました。

今後は関連法令等の改正を見ながら随時見直しを図って参ります。

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成29年実施日	会　場	担当税理士
4月12日（水）	法人会事務局	山﨑　健
4月26日（水）	〃	竹田　修
5月17日（水）	〃	若狭　茂雄
6月7日（水）	〃	渡辺　英樹
6月21日（水）	〃	佐野　典子
7月5日（水）	〃	髙松　公良
7月19日（水）	〃	鈴木　久衞

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成29年実施日	会　場	担当税理士
4月7日（金）	中小企業相談センター	佐藤　嘉光
4月28日（金）	〃	岡村　宗男
5月23日（火）	〃	大曽根成行
6月13日（火）	〃	前澤左斗子
7月4日（火）	〃	河野　拓
7月25日（火）	〃	伊藤　孝

《支部無料税務相談》

平成29年実施日	会　場	担当税理士
4月12日（水）	支部事務局会議室	河野　拓
5月10日（水）	〃	栗原　真平
6月14日（水）	〃	渡辺　春樹
7月12日（水）	〃	菅原　泰辰

▲支部無料税務相談会

〔租税教育推進委員会〕

10年ぶりの租税教室を開催しました！
6月20日(火)阪本小学校第6学年1クラス、
担当講師：結城先生、補助講師：前澤先生
6月22日(木)日本橋中学校第3学年3クラス
担当講師：結城先生、小原先生、
補助講師：前澤先生、小用先生

阪本小学校は、10年ぶりの租税教室の開催でした。校舎の建替中でもあり、その建替えるためのお金はどのような仕組みになっているのか等を話題にしながら進めました。

日本橋中学校の第3学年は、昨年第2学年の時にも租税教室を開催したので､再受講となります。

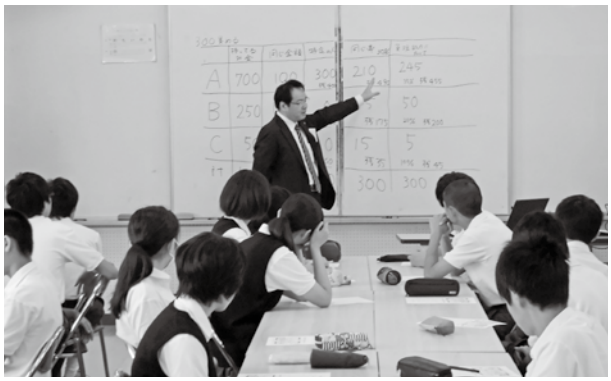

前回では、余り説明できなかった税金の使い方の決定過程や日本の財政状況などを重点においての授業でした。

租税教育のテキストは日税連の標準テキストを用いていますが、この29年度で改定となります。9月以降は、新テキストで租税教室を行うことになりますので、講師の先生方も準備の方を宜しくお願いいたします。

執行部の刷新にあたり、租税教育推進委員会の委員長は、小原先生となります。より一層充実した租税教室が開催できるように準備いただけると思いますので、担当講師の先生方、また、講師希望の方の先生方におかれましては、一層のご協力をお願いいたします。

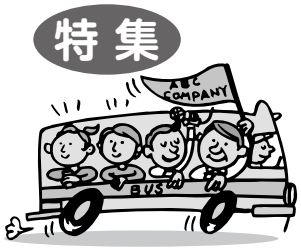

新旧役員懇親旅行～鴨川

増田和弘（ますだかずひろ）

2017年7月2日（日）～3日（月）にかけて、日本橋支部新旧役員による懇親旅行が現地集合の方を含めて38名の参加者で行われました。

2日(日)の13時に日本橋支部を1人の遅刻者？

も出さずに観光バスは出発し、今回の目的地である千葉県の鴨川温泉を目指します。バスは首都高速湾岸線の川崎方面を経由して、東京湾アクアラインに入り海ほたるで休憩をして木更津方面に向かいました。バスの中では、当日行われた都議会議員選挙や藤井四段の30連勝が掛かった将棋の対局などの話も出て、ゆっくりくつろぐ人、お酒を飲んで盛り上がる人など、様々に過ごされていました。その後、鴨川市に入り日蓮上人誕生の地である「誕生寺」を見学。お参りする人、御朱印帳を持参して御朱印を頂く人もおり、日本に唯一あるという日蓮上人の幼少像の前で記念撮影をしました。初日の目的地である宿は、鴨川シーワールドの向かいに面した「鴨川館」。屋上にある絶

景を眺めながらの足湯や豊富な露天風呂があり、大変良い宿でした。そして、坂下新支部長の〝決意〟のご挨拶と肩の荷を下ろされた浅見顧問による乾杯のご発声により宴会が始まり、おいしい料理に舌鼓を打ち、さらに2次会のカラオケも盛り上がりました。

翌日の3日（月）は、ゴルフを行うグループと観光するグループとに分かれて行動しました。ゴルフグループは、大原御宿GCでプレイしましたが、当日の気温が33℃を超える暑さを考慮してハーフで終了しました。優勝は鳴海氏、2位が森氏、3位が緑川氏という結果でした。観光グループは、バスで御宿の月の沙漠記念公園などを観光してゴルフグループの終了時間に合わせて合流しました。そして帰路に。途中で鋸南町にある道の駅の「保田小学校」（廃校を道の駅にして宿泊施設やおみやげ屋などがある）を見学、おみやげなどを購入して、「萬寿山」で早めの夕食をとり、海鮮炭火焼を堪能しました。バスの中では旅行の疲れから熟睡する人も多くみられましたが、無事に日本橋支部に戻り解散しました。

皆さん、新旧役員懇親旅行お疲れ様でした。そして、企画や手配など厚生部の皆さん、ありがとうございました。

支部会員異動のお知らせ

平成29年４月１日～
平成29年６月30日

〈入会〉

４月１日　島田（シマダ）優子（ユウコ）
〒103－0023
日本橋本町1－2－5
本町会館ビル4階B室
電話　6262－2843

４月19日　小辻（コツジ）弘康（ヒロヤス）
〒103－0013
日本橋人形町2－2－8
グレース5ビル5階
電話　090－1704－6241

４月19日　権正（ゴンショウ）晶子（アキコ）
〒103－0027
日本橋1－4－1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話　3231－1858

５月18日　小澤（コザワ）悦子（エツコ）
〒103－0027
日本橋1－7－11
日本橋東ビル
島津会計税理士法人
東京事務所
電話　3527－9981

５月25日　髙中（タカナカ）恵美（メグミ）
〒103－0027
日本橋2－1－3
アーバンネット日本橋二丁目ビル3階
税理士法人 野総合会計事務所
電話　4574－6688

５月25日　松井（マツイ）和夫（カズオ）
〒103－0027
日本橋1－18－14
第三正明ビル1階
さくら東京税理士法人
電話　6262－1333

５月25日　塙（ハナワ）　武久（タケヒサ）
〒103－0027
日本橋1－4－1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話　3231－1858

5月25日　浅野理佳子（アサノリカコ）　〒103－0026
日本橋兜町11－7
ビーエム兜町ビル5階
税理士吉田光一郎事務所
電話　5623－2910

5月25日　藤井　恵（フジイ　メグミ）　〒103－0023
日本橋本町
3－10－7－503号
電話　080－5714－3016

6月14日　清水宏純（シミズヒロズミ）　〒103－0023
日本橋本町2－3－15
新本町共同ビル3階
税理士法人奥村会計事務所　東京事務所
電話　3246－2592

6月21日　鈴木ミヨ子（スズキミヨコ）　〒103－0026
日本橋兜町17－1
日本橋ロイヤルプラザ902号室
鈴木久衞税理士事務所
電話　6661－2785

〈転入〉

渋谷より
4月3日　武部　大（タケベ　ダイ）　〒103－0012
日本橋堀留町2－3－8
田源ビル4階
税理士法人エーピーエス
電話　5643－2775

芝より
4月17日　松本　優（マツモト　ユウ）　〒103－0012
日本橋堀留町1－1－9
久保井ビル4階
電話　6459－4236

芝より
4月17日　松本奈奈（マツモトナナ）　同　上
松本優税理士事務所

麻布より
4月18日　橋川　穣（ハシカワ　ジョウ）　〒103－0015
日本橋箱崎町29-1-1001号
電話　6661－2756

麻布より
4月19日　丸山智行（マルヤマトモユキ）　〒103－0005
日本橋久松町11－8
久松町118ビル3階
電話　3668－3300

上野より
5月2日　三上光徳（ミカミミツノリ）　〒103－0008
日本橋中洲7-1-201号
電話　6264－8192

芝より
5月12日　小堺乃里子（コザカイノリコ）　〒103－0022
日本橋室町1－13－10
松崎ビル2階
税理士法人真船・和仁会計事務所
電話　3527－9065

豊島より
6月1日　鈴木　茂（スズキ　シゲル）　〒103－0015
日本橋箱崎町
44－5－A403号
電話　3361－5123

京橋より
6月30日　櫻井健二（サクライケンジ）　〒103－0028
八重洲1－1－8
八重洲KTビル4階
電話　6228－7911

〈法人入会〉

6月15日　税理士法人奥村会計事務所　東京事務所
〒103－0023
日本橋本町2－3－15
新本町共同ビル3階
電話　3246－2592

〈事務所住所変更〉

久野二実（ヒサノフタミ）　〒103－0027
日本橋浜町3－3－1
トルナーレ日本橋浜町215号
電話　090－4701－4878

嶋田貴文（シマダタカフミ）　〒103－0027
日本橋3－15－7
八重洲聖徳ビル8階

成澤和己（ナリサワカズミ）　〒103－0006
日本橋富沢町8-15-1003
電話　090－1664－9284

川口真理（カワグチマリ）　〒103－0028
八重洲1－5－7
MBR97ビル5F

櫻井利一（サクライトシカズ）　〒103－0011
日本橋大伝馬町13－15
エースビル2F

萩口義治　〒103－0023
日本橋本町4－15－11
岩月日本橋ビル8階
伊藤正則　〒103－0014
日本橋蛎殻町1－25－7
栃木伸二郎　同　上
松澤一寿　同　上
山下孝一　〒103－0012
日本橋堀留町1－6－3
パレ・ドール日本橋306室
電話　6661－7637
田島宏一　〒103－0025
日本橋茅場町
1－9－2－4階
秋庭幸子　〒103－0026
日本橋兜町1－10
日証館5階

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人あすか　日本橋オフィス
〒103－0014
日本橋蛎殻町1－25－7

〈事務所電話番号変更〉

税理士法人チェスター
電話　6869－5040
松波　愛　同　上
福留正明　同　上
近岡三喜子　同　上
森田　亘　同　上
星野直美　同　上
石塚崇貴　同　上
安原真也　同　上
平根慶幸　同　上
押川耕一郎　同　上
指原亮友　同　上
渋井　拓　同　上

〈転出〉

伊藤千鶴　浅草支部へ
清水洋右　中野支部へ
淺野雅文　麹町支部へ
田代周平　新宿支部へ
佐藤有人　神田支部へ
太田美和子　京橋支部へ
和田祐治　本所支部へ
石田芳文　大森支部へ
前島啓二　神田支部へ
大村圭一　麹町支部へ
中津正憲　麹町支部へ
加藤良秋　神田支部へ
有光洋介　麹町支部へ
清水希江子　芝支部へ
石崎秀明　神田支部へ
竹澤麗子　上野支部へ
武田悟一　京橋支部へ
庄子裕美　江東西支部へ
豊嶋優子　京橋支部へ

〈退会〉

兒玉　裕　業務廃止
伊藤しほ子　千葉県会へ
妻木嗣仁　東京地方会へ
小柴　優　業務廃止
木村正彦　業務廃止
嶋田九州男　東京地方会へ

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます

草開新太郎　昭和21年８月14日 生まれ　70歳
平成29年５月20日 死亡
田村愼太郎　昭和14年７月12日 生まれ　77歳
平成29年６月26日 死亡

編集後記

広報部長になって初めての原稿収集と校正を経験して、やっと151号を発行することができました。原稿をお願いした皆様、広報部の皆様、そして株式会社税経の柳様、本当にありがとうございました。今号は、支部の組織改編があったことから、研究論文や随筆などの従来記事に加えて、新役員の紹介、新旧役員旅行など盛りだくさんとなっております。部長として経験不足ですが、2年間よろしくお願いいたします。　(増田)

〈編集委員〉

増田和弘　岩川由美子　三品貴仙　小山栄一
岡村宗男　石橋俊英　緑川　光　高橋龍美
木下純一　北島亜紀

日本橋税務署は新庁舎で

平成29年
9月19日(火)から執務を開始します

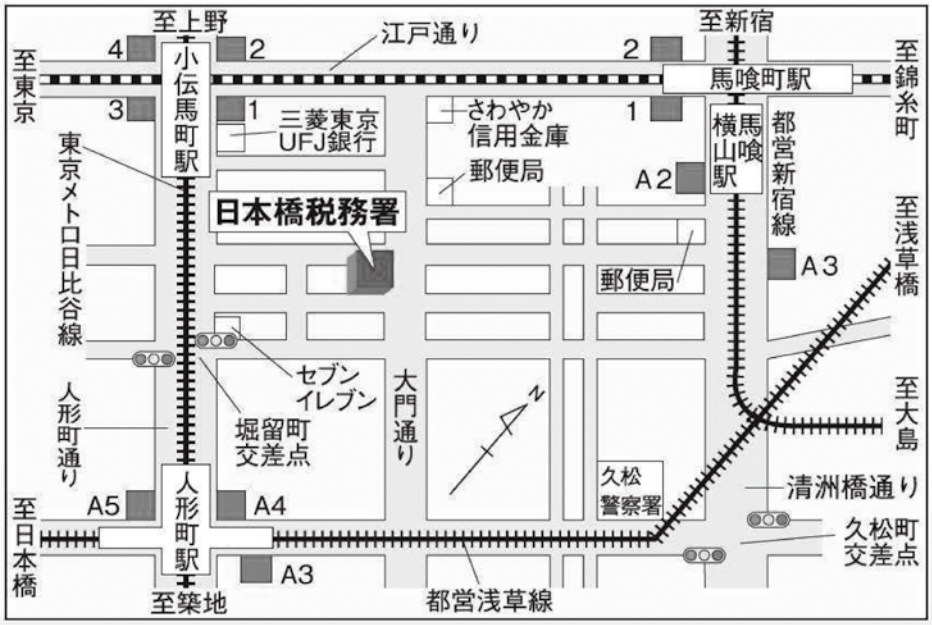

【新庁舎】（旧庁舎と同じ場所です）

〒103-8551　中央区日本橋堀留町２－６－９

電話 03-3663-8451（代表）

【アクセス方法】

東京メトロ 日比谷線	小伝馬町駅	：	１番出口 徒歩４分
	人形町駅	：	Ａ４出口 徒歩５分
都営地下鉄 浅草線	人形町駅	：	Ａ４出口 徒歩５分
新宿線	馬喰横山駅	：	Ａ３出口 徒歩５分
ＪＲ総武本線	馬喰町駅	：	１番出口 徒歩８分

日本橋税務署　（現仮庁舎）〒100-8184　千代田区大手町1-3-3大手町合同庁舎3号館3階・4階

電話 03-6757-6700（代表）

東京商工会議所

小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度です

・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
・安心して借入ができる国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。

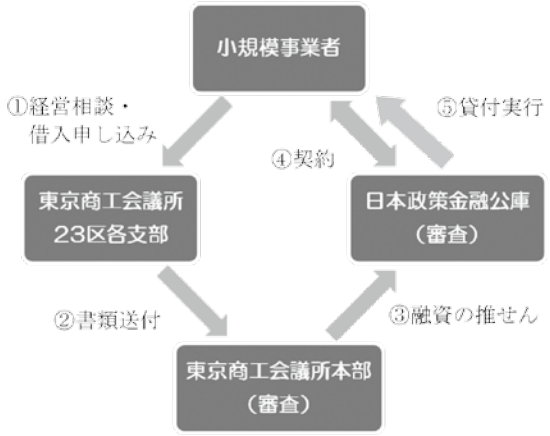

融資対象

・アルバイトを除く従業員20名以下（※）の法人･個人事業主の方
※商業･サービス業は５名以下（宿泊業・娯楽業は20人以下）
・最近１年以上、東京23区内で事業を行っている方
・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

2,000万円

返済期間

運転資金　７年以内
設備資金　10年以内

担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.11%（平成29年7月12日現在）
※中央区の利子補助制度があります。

資金使途

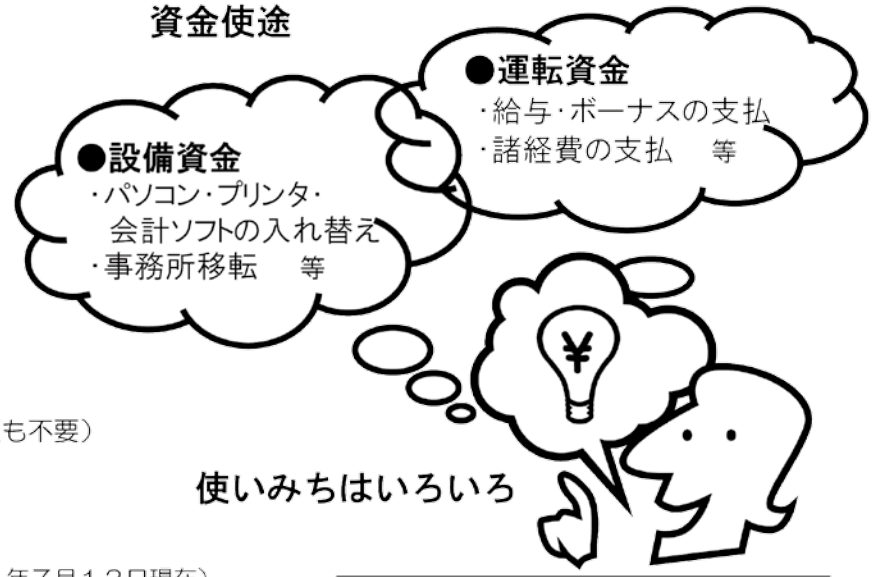

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額･返済期間の取り扱いは、平成30年3月31日まで(日本政策金融公庫受付分)となります。
※東商 会員･非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
第３火曜日
午後１時～4時（１回30分）
要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先
東京商工会議所中央支部　電話:3538－1811

国がつくった従業員のための退職金制度

中小企業退職金共済制度（中退共）

有利
掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

安全
国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

簡単
社外積立で管理もラクラク
退職金試算額などをお知らせします。

中退共
CHU-TAI-KYO

退職金は直接退職者に支払われます。

掛金は、従業員ごとに16種類から選択できます。

パートタイマーさんも家族従業員も加入できます。

転職先でも引き継げる「通算制度」があります。

「よし、やるぞ！」の一体感。

働く人が元気な会社。中退共が応援します。

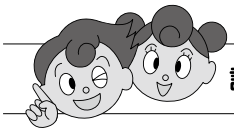

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先
（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先
東京税理士協同組合 TEL.03-5363-2011

日税グループは、税理士界ひとすじに おかげさまで 45 周年！

税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！

日税グループ 検索

税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

・税理士顧問料の集金代行
・税理士業務関連の研修会の運営
・関与先の事業に係わる集金代行
・関与先のコンサルティング支援

株式会社日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介ください。

・相続・収益物件　・物件調査
・財産評価サポート
・不動産鑑定評価

株式会社日税不動産情報センター

生命保険

・がん保険・医療保険
（全税共集団取扱保険料適用）
・生命保険コンサルティング

株式会社共栄会保険代行

生命保険・損害保険

・団体所得補償保険
（全税共団体割引適用）
・生命保険コンサルティング

株式会社日税サービス

税理士とその関与先のために
NICHIZEI GROUP

日税グループ

株式会社日税ビジネスサービス 0120-155-551
株式会社共栄会保険代行 0120-922-752
株式会社日税不動産情報センター 03-3346-2220（本社代表）
株式会社日税サービス 0120-312-112

日税グループ本社　東京都新宿区西新宿 1-6-1　新宿エルタワー 29 F

支部定期総会より

▲浅見達雄顧問

▲高瀬淳一講師

▲懇親会風景

▲日本橋支部表彰受賞者

▲日本橋支部表彰受賞者

▲叙勲受章者

▲新執行部披露

新旧役員懇親旅行～鴨川・誕生寺

▲長寿祝受贈者